

第19回全国農業担い手サミットinぎふ
宿泊・輸送等業務委託

プロポーザル募集要項

平成28年2月

第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会

目 次

1	総則	1
2	業務の概要	1
3	プロポーザルに参加する者に必要な資格	1
4	プロポーザルのスケジュール	3
5	募集要項及び仕様書の配布	3
6	プロポーザル現場説明会	4
7	プロポーザル参加申込書類の提出	4
8	プロポーザル参加資格の確認	4
9	プロポーザルの実施等	4
10	評価の方法等	5
11	選定結果の通知および公表	6
12	提案書等の取り扱い	6
13	募集要項に関する質疑及び回答	6
14	経費	6
15	その他	6
16	契約の締結	7
17	業務の適正な実施に関する事項	7
18	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
19	岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する 措置要綱に基づく通報義務	8
20	問い合わせ先及び各種書類提出先	8

第19回全国農業担い手サミットinぎふ宿泊・輸送等 業務委託プロポーザル募集要項

1 総 則

第19回全国農業担い手サミットinぎふ宿泊・輸送等業務委託（以下「本業務」という。）に係る第19回全国農業担い手サミットinぎふ宿泊・輸送等業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号以下「会計規則」という。）、その他関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第19回全国農業担い手サミットinぎふ宿泊・輸送等業務委託

(2) 業務内容

平成28年秋に本県で開催する第19回全国農業担い手サミットinぎふに関する宿泊及び輸送等を実施するものであり、別添「仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期限

平成29年2月28日（火）

(4) 委託上限額

38,541,960 円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託契約額は、実行委員会の予算の範囲内において、選定した者の提案書の内容に基づき算定した額（見積額）とする。

(5) 本業務の委託

プロポーザルにより、最優秀提案者として選定した者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とし、平成28年度予算の執行が可能となった時点で、委託契約を締結する。ただし、最優秀提案者と実行委員会との協議により、予算の範囲内において内容を変更したうえで契約を締結することがある。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルに参加できる者は、単独企業及び共同企業体として次の要件を満たし、8によるプロポーザルの確認で資格を認められた者に限る。なお、共同企業体は自主結成とする。

(1) 単独企業

① 地域要件

本店又は支店、営業所を県内に有していること。

② その他の参加資格要件

ア 旅行業法（昭和27年法律第239号、以下「法」という。）第3条又は、法第6条の3第1項の規定による登録を受けた者のうち、法施行規則第1条の2に定める第一種旅行業務を業務の範囲としている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

ウ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加表明申請期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

オ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されていること。

カ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

キ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

ク このプロポーザルに関して、(2)に定める共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 業務実績

平成22年4月1日以降に日本国内で開催された、天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で、宿泊・輸送の受託実績を有すること。

④ 担当者に対する要件

本業務に次の要件を満たす主任担当者及び総括責任者を配置できること。

ア 主任担当者

イベントの宿泊・輸送に係る実務経験が5年以上を有する者かつ天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で宿泊・輸送の業務を担当した経験がある者

イ 総括責任者

イベントの宿泊・輸送に係る実務経験が5年以上を有する者でかつ天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で宿泊・輸送の業務を担当した経験がある者

(2) 共同企業体

① 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。

② すべての構成員は次の要件を満たしていること。

ア 旅行業法（昭和27年法律第239号、以下「法」という。）第3条又は、法第6条の3第1項の規定による登録を受けた者のうち、法施行規則第1条の2に定める第一種旅行業務を業務の範囲としている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加表明申請期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

オ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されていること。

カ 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

キ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がな

い者であること。

ク この入札に関して、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないことかつ、単独企業としての参加がないもの。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 構成員のいずれかが次の要件を満たしていること。

ア 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

イ 平成22年4月1日以降に日本国内で開催された、天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で、宿泊・輸送の受託実績を有すること。

④ 本業務に次の要件を満たす主任担当者及び総括責任者を配置できること。

1)主任担当者

イベントの宿泊・輸送に係る実務経験が5年以上を有する者かつ天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で宿泊・輸送の業務を担当した経験がある者

2)総括責任者

イベントの宿泊・輸送に係る実務経験が5年以上を有する者でかつ天皇皇后両陛下又は皇太子同妃両殿下ご臨席の全国規模の大会（全国農業担い手サミット、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会、全国育樹祭、献血運動推進全国大会等）で宿泊・輸送の業務を担当した経験がある者

4 プロポーザルのスケジュール

(1)全体スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	平成28年2月8日（月）～平成28年3月2日（水）
② プロポーザル説明会	平成28年2月16日（火）
③ 募集要項等に係る質問受付	平成28年2月16日（火）～平成28年2月26日（金）
④ プロポーザル参加申込受付	平成28年2月8日（月）～平成28年3月2日（水）
⑤ 提案書受付期間	平成28年2月8日（月）～平成28年3月9日（水）
⑥ プロポーザル評価会議	平成28年3月下旬
⑦ 選定結果の通知・公表	平成28年4月上旬

5 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布期間

平成28年2月8日（月）から平成28年3月2日（水）までの9時から17時（土・日・祝日を除く）

(2) 配布場所

7の(4)に同じ。また、第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会（以下「実行委員会」という。）のホームページにおいてもダウンロードできる。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/ninaite-ikusei/c11419/summit-19gifu.html>

6 プロポーザル現場説明会

(1) 日 時

平成28年2月16日(火)午後1時30分～

(2) 場 所

岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター（で愛ドーム）

(3) 申込方法

プロポーザル現場説明会に参加を希望する者は、平成28年2月12日(金)15時までに参加申込書(様式自由:会社名、連絡先、出席者(2名以内)を記載)を作成し7の(4)に提出すること(FAX可、ただし、着信確認の電話を行うこと。)なお、プロポーザル現場説明会の参加の有無が参加表明書類の提出を妨げるものでもプロポーザルに関わるものでもない。

7 プロポーザル参加申込書類の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出し、受理されなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者又は書類に不備がある者は受理しない。

ア 第19回全国農業担い手サミットinぎふ宿泊・輸送等業務委託プロポーザル参加申込書(様式1)

イ 参加申込書附属書類(様式2)

ウ 業務実績確認書(様式3)

エ 共同企業体構成員届出書(様式6)【共同企業体の場合】

オ 共同企業体協定書(様式7)【共同企業体の場合】

カ 共同企業体委任状(様式8)【共同企業体の場合】

(2) 提出方法

持参又は配達が確実な方法(書留等)

(3) 提出期限

平成28年3月2日(水)15時必着。

(4) 参加申込書の配布場所、提出先及び申し込みに関する問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県農政部農業経営課内(9階)

第19回全国農業担い手サミットinぎふ実行委員会事務局

TEL:058-272-1111(内線 2895)

FAX:058-278-2686

8 プロポーザル参加資格の確認

参加申込書等により、参加資格の確認を行い、プロポーザルの参加者を決定する。なお、参加資格がないと判断された場合は、平成28年3月4日(金)までに文書により通知する。

9 プロポーザルの実施等

プロポーザルは、提案書をもって実施する。

(1) 提案書の提出について

ア 規 格 A4判仕上げ(図面はA3でも可)

イ 仕 様 「業務委託仕様書」のとおり

ウ 提出部数 正本1部 副本15部

データ1部(カラーのPDFデータにしてCDにまとめて提出)

エ 提出方法 持参又は配達が確実な方法(書留等)

オ 提出期限 平成28年3月9日(水)16時必着

カ 提出先 7の(4)と同じ

キ 提案書は、1者1案とする。(共同企業体は1者とみなす)

ク 受理(提出)された提案書は、一切その修正を認めない。

ケ 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、評価の対象としない。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑥ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑦ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ⑧ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- ⑩ 提出書類に不足があるもの

コ 著作権・特許権等について

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(2) 見積書の提出について

本業務の上限額の範囲内で、見積書(様式5)を正本1部 副本15部提出すること。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 評価会議(プレゼンテーション)について

提出された提案書に基づき、評価会議(プレゼンテーション)を実施する。

ア 期 日 平成28年3月下旬(予定)(日時は別途参加者に通知)

イ 場 所 県庁周辺(未定)

ウ 説明時間 1提案者あたり25分(説明15分、質疑10分)以内

エ 説明者 1提案者あたり3名以内

オ 提案書提出者が多数の場合、事前に提案書等の書類評価を行い、プレゼンテーション実施対象者を限定する場合があるので留意すること。

10 評価の方法等

募集要項に基づき、提出された内容について「第19回全国農業担い手サミットinぎふ業務委託プロポーザル評価会議」が下記の手順により選定する。

- (1) 評価委員会構成員(以下「構成員」という。)は、別紙に定める「評価項目及び評価内容」に基づき、採点を行う。
- (2) 構成員毎に採点の高い順から下記のとおり順位点を付すものとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・
順位点	1	2	3	4	5	・・・

- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計の最も低い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず、各構成員の採点の合計が満点の60%に満たない提案者は選定から除外する。
- (5) (3)に関わらず、各構成員の過半数が、評価基準の同一項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は選定から除外する。
- (6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位

とする。

- (7) 提案者が1者のみの場合には、各構成員の採点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60%未満の場合には再度公募を実施するものとする。
- (8) 選定結果の通知
選定結果については、参加者すべてに通知する。なお、評価内容にかかる説明は、一切行わない。
- (9) 評価項目及び評価内容
別表のとおり

11 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、選定・非選定にかかわらず、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の内容等について、実行委員会ホームページで公表する。（公表期間：3年間）なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

公表内容：①最優秀提案者の名称・評価点・順位点・選定理由

②全提案者の名称（申込順）

③全提案者の評価点及び順位点（得点順）

※②との対応関係は明らかにしない。

④評価会議構成員の氏名

12 提案書等の取り扱い

- (1) 提出された提案書の返却はしない。
- (2) 提案書は、評価・選定等必要な範囲において、複製することがある。
- (3) 最優秀提案書の著作権は、実行委員会に帰属する。
- (4) 実行委員会は、最優秀提案書を本業務の原案とするが、最優秀提案書提出者と協議の上、その一部を変更することがある。

13 募集要項に関する質疑及び回答

(1) 提出方法

質疑については、質問書（様式4）に、質疑内容、会社名、連絡先、担当者を記入の上、FAXにより送付すること。なお、送信後は、必ず着信確認の電話を行うこと。

(2) 提出先 7の(4)と同じ

(3) 質疑受付期間 平成28年2月16日（火）から平成28年2月26日（金）16時まで

(4) 質疑の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、実行委員会ホームページ上にて公開します。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/ninaite-ikusei/c11419/summit-19gifu.html>

14 経費

プロポーザルの参加に要するすべての経費は参加者の負担とする。

15 その他

- (1) プロポーザルにおいて知り得た秘密は、他には漏らしてはならない。
- (2) プロポーザルに参加しようとする者が1者以下であっても、プロポーザルは実施する。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

- (5) 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (6) 提出された提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を実行委員会に持参又は郵送により申し出ること。

16 契約の締結

- (1) 契約の相手方
評価会議が選定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。
- (2) 見積の徴取
選定した最優秀提案者より詳細の見積を徴取する。
- (3) 契約金額
最優秀提案者から徴取した見積を参考に仕様書を見直し、予定価格の範囲内において決定する
- (4) その他契約条項
 - ア 業務委託契約書による
 - イ 選定した最優秀提案者と実行委員会との間で行う業務委託の内容について、協議が整わなかった場合には、評価結果において、順位点の合計が次に低い提案者と協議を行う。
- (5) その他
最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から、本契約締結までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。

17 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
受託者が本業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様である。
- (5) 事業計画書等の提出
受託者は、事業計画書及び業務スケジュールを作成し、実行委員会の承認を得なくてはならない。

18 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の取消しができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならない。

19 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。また、受託者は、暴力団による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、実行委員会に内容の変更を請求することができる。

20 問い合わせ先及び各種書類提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県農政部農業経営課内（9階）

第19回全国農業担い手サミット in ぎふ実行委員会事務局

TEL：058-272-1111（内線2895）、FAX：058-278-2686